

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部改正について

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を次のように改正する。

2018年（平成30年）9月3日提出

藤沢市長

鈴木 恒 夫

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

藤沢市の議会の議員及び長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成5年藤沢市条例第15号）の一部を次のように改正する。

第6条中「（長の選挙における候補者に限る。）」を削る。

第8条中「作成枚数（）」の次に「議会の議員の選挙にあつては当該候補者を通じて4,000枚以内、長の選挙にあつては」を加える。

附 則

この条例は、平成31年3月1日から施行する。

#### 提案理由

この条例を提出したのは、公職選挙法の一部が改正され、地方議会の議員の選挙において選挙運動のために使用するビラの頒布が可能となったことを受け、その作成を長の選挙と同様に公費負担とするため、所要の改正をする必要による。